

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程（平成29年規程第10号。以下「給与規程」という。）第9条、第10条及び第11条の規定に基づき、給与規程第1条に定める職員（以下「職員」という。）に対する、初任給、昇格及び昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 初任給

(職務の級の決定)

第2条 新たに職員となる者の職務の級を決定しようとする場合の基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。ただし、次条に規定する級別資格基準表において別に定めがある場合は、その定めるところによる。

一 その決定しようとする職務の級が、その者の占める職の属する職務の級であるか、又は当該職務の級より下位の職務の級であること。

二 その者の経験年数に5分の4（その者の経験年数（第4条第3項の規定の適用を受ける者については、その者の経験年数から同項のその加える年数（以下この号及び第7条第1項において「加算年数」という。）を減じた年数）のうち5年までの年数及び加算年数にあっては、2分の2）を乗じて得た年数が、その決定しようとする職務の級について次条に規定する級別資格基準表に掲げる年数に達していること。

2 第8条各号の一に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者又は第9条に該当する者の職務の級の決定について、前項の規定による場合は著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長の定めるところによりその者の職務の級を決定することができる。

(平30規程24・一部改正)

(級別資格基準表)

第3条 級別資格基準表（別表第1）は、給料表の名称による区分に応じ、当該給料表の適用を受ける職員について、左欄に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用する。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別表第2）に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることができる。

3 第1項の規定によって適用される級別資格基準表の試験又は職種欄に対応する学歴免許

等欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許等欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

(平30規程24・一部改正)

第4条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格若しくは同表の備考に定める基準学歴(第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数とする。ただし、同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の経験年数は、その者の選択された採用候補者名簿確定後の最初の4月1日以後の経験年数とする。

2 職員の前項に掲げる時期(同項の規定により級別資格基準表において別に定めるものについては、その定めによる時期)以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、同表において別に定めるもののほか、経験年数換算表(別表第3)の定めるところにより経験年数として換算することができる。

3 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表(別表第4)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が1年未満である職員を除く。)の経験年数は、前2項の規定による経験年数にその加える年数(1年未満の端数は、切り捨てる。)を加えた年数とする。

4 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者のうち、前項の規定の適用に際し切り捨てられた年数を有するものの経験年数は、前3項の規定による経験年数にその切り捨てられた年数を加えた年数とし、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、第1項及び第2項の規定によるその者の経験年数からその減ずる年数を減じた年数とする。

(号給の決定)

第5条 新たに職員となった者の号給は、第2条の規定により決定された職務の級の号給が第6条に規定する初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第12条第1項又は第13条第1項の規定により得られる号給とする。この場合において、その者に適用される同表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めがないとき、又は当該その者に適用される区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみをその者が有するときは、その者の属する職務の級の最低の号

給とする。

(初任給基準表)

第6条 初任給基準表(別表第5)は、給料表の名称による区分に応じ、当該給料表の適用を受ける職員について、左欄に掲げる試験又は職種及び中欄に掲げる学歴又は免許等の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定めるもののほか、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 職員に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が1年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給をもって同欄の号給とする。

(平30規程24・一部改正)

(前歴調整)

第7条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、その者の受けるべき第5条(前条第3項の規定による場合を含む。)の規定による号給(以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年(第4条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって法人が認めるものに従事した期間の経験年数のうち法人内の他の職員との均衡を考慮して法人が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、15月)で除して得た数に4号給数を乗じて得た数を加えて得た数(一に満たない端数は切り捨てる。)を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

一 基準号給が第5条前段の規定による号給である職員については、初任給基準表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格若しくは同表の備考に定める基準学歴(前条第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数(同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者にあつては、その者の選択された採用候補者名簿確定後の最初の4月1日以後の経験年数)

二 基準号給が第5条後段の規定による号給である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に4分の5(その決定しようとする職務の級の年数のうち5年(第4条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)までの年数にあつては、2分の2)を乗じて得た年数を超える経験

年数

2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第4条の規定を準用する。

(令3規程14・一部改正)

(号給の決定の特例)

第8条 次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、第7条の規定による場合は著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、理事長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。

一 大阪府の職員及び市町村立学校職員給与法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員以外の地方公務員

二 国家公務員

三 公団に勤務する者(かつて職員であった者が引き続き公団に勤務するため退職し、かつ、引き続き公団に在職している者に限る。)

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

五 その他前各号に準ずる者

ア 独立行政法人の職員

イ 国立大学法人の職員

ウ 地法独立行政法人の職員

(平30規程24・一部改正)

第9条 新たに職員を特殊な技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、第7条の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるときは、同条の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第10条 削除

(平30規程24・削除)

第三章 昇格その他の異動

(昇格)

第11条 職員が、昇格させようとする職務の級又は当該職務の級より上位の職務の級に属する職を占めている場合は、当該昇格させようとする職務の級に昇格させることができる。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第12条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に

応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応して、昇格時号給対応表(別表第6)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員をその降格後最初に昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第13条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応して、降格時号給対応表(別表第7)の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(給料表の適用を異にする異動等)

第14条 職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合又は職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させた場合におけるその者の異動後の職務の級及び号給は、次の各号に定める職務の級及び号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職に異動した者については、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基準とし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給

二 第8条から第10条までの規定の適用を受けた職員 理事長が定める職務の級及び号給

第4章 昇給

(昇給)

第15条 職員は、次項に係る場合を除き、毎年、4号給上位の号給に昇給させることができる。

2 次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、当該各号の職員の区分に応じて理事長が別に定めるものとする。

一 昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数(別に定める休暇にあつては、当該休暇の日数に3分の2を乗じて得た数の日数をもって、当該勤務しなかった日数とする。次号において同じ。)を勤務していない職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員

三 基準期間に懲戒処分を受けた職員

3 前年の昇給日後新たに職員となった者又は同日後に第12条第3項若しくは第21条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。

4 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

5 前二項の規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第14条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第2項から第3項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(平30規程24・一部改正)

第16条 削除

(平30規程24・一部改正、令2年規程13・一部改正)

(研修、表彰等による昇給)

第17条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又

は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったこと等により表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第18条 勤務成績が良好である職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合に、理事長が定める日に昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第19条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第5章 号給の決定の特例

(号給の決定の特例)

第20条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったとき(第12条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。

第6章 復職時等における号給の調整

(復職時等における号給の調整)

第21条 休職(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則第16条第1項第6号の規定に基づく場合を含む。)にされた職員が復職し、又は休暇若しくは療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、外国派遣期間又は休暇若しくは療養の期間を休職期間等調整換算表(別表第8)により換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整するものとする。

第7章 補則

(給料の訂正)

第22条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを将来にむかって訂正しようとする場合においては、監事に報告のうえ、その訂正を行うことができる。

(委任)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が別に定める。

2 前項による定めのないものについては、大阪府の例による。

(令元規程2・一部改正)

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第24号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第2号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則 (令和元年規程第12号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第13号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第14号・一部改正)

この規程は、令和4年3月8日から施行し、改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所初任給、昇格、昇給等の第7条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 級別資格基準表(第3条関係)

1 研究職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級			
			1級	2級	3級	4級
正規の試験	大学卒業		年 0	年 6	年 9	別に定める

	短大卒程度		0	9	12	別に定める
	高校卒程度		0	11	14	別に定める
その他	博士課程修了 (医大卒後の課程に限る。)				0	別に定める
	博士課程修了			0	1	別に定める
	大学6卒(医大卒に限る。)	0		3	6	別に定める
	大学6卒(医大卒を除く。)	0		3.5	7	別に定める
	修士課程修了	0		4	7	別に定める
	短大卒	0		10	13	別に定める
	高校卒	0		12	15	別に定める

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「短大卒程度」は短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「高校卒程度」は高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、それぞれの基準学歴は、大学卒程度は大学卒、短大卒程度は短大卒、高校卒程度は高校卒とする。

(平30規程24・一部改正)

2 事務職(1)給料表級別資格基準表

試験又は職種		学歴 免許 等	職務の級							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
正規 の 試 験	大学 卒 程 度		年 0	年 6	年 7	年 11	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
	短大 卒 程 度		0	9	10	14	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
	高校		0	11	12	16	別 に	別 に	別 に	別 に

	卒程 度						定め る	定め る	定め る	定め る
その他	高校 卒	0	12	13	17	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	

備考

- 1 試験又は職種欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験又は職種欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「短大卒程度」は短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「高校卒程度」は高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、それぞれの基準学歴は、大学卒程度は大学卒、短大卒程度は短大卒、高校卒程度は高校卒とする。

別表第2 学歴免許等資格区分表(第3条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
第1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4 医大卒	(1) 学校教育法による大学の医学又は歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	5 獣医大卒、薬学6大卒	(1) 学校教育法による大学の獣医学又は薬学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

		の資格
	6 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	7 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
第2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
第3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は

		特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
第4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

(平30規程24・一部改正)

別表第3 経験年数換算表(第4条関係)

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	割 10
	その他の期間	8
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	10
	その他の期間	8
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		10
その他の期間	職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	10
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	8

	その他の期間	5
--	--------	---

別表第4 修学年数調整表(第4条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
医大卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
獣医大卒、 薬学6大卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学

歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学又は獣医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

別表第5 初任給基準表(第6条関係)

1 研究職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒程度		1級29号給
	短大卒程度		1級19号給
	高校卒程度		1級9号給
その他	博士課程修了(医大卒後の課程に限る。)		1級61号給
	博士課程修了(医大卒後の課程を除く。)		1級57号給
	大学6卒(医大卒に限る。)		1級41号給
	大学6卒(医大卒を除く。)		1級39号給
	修士課程修了及び専門職学位課程修了		1級37号給
	高校卒		1級5号給

備考

- 試験欄に掲げる「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分並びにその基準学歴は、研究職給料表級別資格基準表の備考の1及び2に定めるところによるものとする。
- 研究職給料表級別資格基準表の備考の3に規定する職員に第11条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の3を準用する。

2 事務職(1)給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒程度		1級29号給
	短大卒程度		1級19号給
	高校卒程度		1級9号給
医師及び歯科医師		大学6卒	1級41号給
薬剤師及び獣医師		大学6卒	1級39号給
		大学卒	1級29号給

保健師、助産師、診療放射線技師及び臨床検査技師	大学卒	1 級29号給
	短大3卒	1 級25号給
看護師	大学卒	1 級29号給
	短大3卒	1 級25号給
	短大卒	1 級19号給
栄養士及び衛生検査技師	大学卒	1 級29号給
	短大卒	1 級19号給
その他	高校卒	1 級5号給

備考

- 1 試験又は職種欄に掲げる「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分並びにその基準学歴は、行政職給料表級別資格基準表の備考の1及び2に定めるところによるものとする。
- 2 行政職給料表級別資格基準表の備考の3に規定する職員に第11条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の3を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものについては、この表の学歴免許等欄の「短大卒」の区分が「短大2卒」と定められているものとみなし、これらの者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、それぞれ「短大3卒」にあつては1 級29号給、「短大2卒」にあつては1 級25号給とする。

3 事務職(2)給料表初任給基準表

職種	学歴又は年齢	初任給
自動車運転手、研究補助員	高校卒	1 級33号給
	中学卒	1 級21号給

4 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師及び獣医師	大学6卒	1 級35号給
	大学卒	1 級25号給
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士	大学卒	1 級25号給
	短大3卒	1 級21号給
栄養士及び衛生検査技師	大学卒	1 級25号給
	短大卒	1 級15号給
義肢装具士	短大3卒	1 級21号給

診療エックス線技師	短大卒	1 級15号給
歯科衛生士	短大卒	1 級15号給
	高校専攻科卒	1 級11号給
歯科技工士	短大 3 卒	1 級21号給
	短大 2 卒	1 級15号給
その他	短大 3 卒	1 級21号給
	短大卒	1 級15号給
	高校卒	1 級 5 号給

備考 医療職給料表（二）級別資格基準表の備考に規定する職員に第11条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考を準用する。

別表第6 昇格時号給対応表(第12条関係)

1 研究職給料表昇格時号給対応表

(令元規程12・一部改正)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	2	1
3	1	1	3	1
4	1	1	4	1
5	1	1	5	1
6	1	1	6	1
7	1	1	7	1
8	1	1	8	1
9	1	1	9	1
10	1	1	10	1
11	1	1	11	1
12	1	1	12	1
13	1	1	13	1
14	1	1	14	1
15	1	1	15	1
16	1	1	16	1
17	1	1	17	1
18	1	2	18	1
19	1	3	19	1
20	1	4	20	1

21	1	5	21	1
22	1	6	22	2
23	1	7	23	3
24	1	8	24	4
25	1	9	25	5
26	1	10	26	6
27	1	11	27	7
28	1	12	28	8
29	1	13	29	9
30	1	14	29	10
31	1	15	30	11
32	1	16	30	12
33	1	17	31	13
34	1	18	31	14
35	1	19	32	15
36	1	20	32	16
37	1	21	33	17
38	1	22	34	17
39	1	23	35	18
40	1	24	36	18
41	1	25	37	19
42	1	26	37	19
43	1	27	38	20
44	1	28	38	20
45	1	29	39	21
46	1	30	39	21
47	1	31	40	22
48	1	32	40	22
49	1	33	41	23
50	1	34	41	23
51	1	35	41	24
52	1	36	42	24
53	1	37	42	25
54	1	38	42	25
55	1	39	43	26

56	1	40	43	26
57	1	41	43	27
58	2	42	44	27
59	3	43	44	28
60	4	44	44	28
61	5	45	45	29
62	6	46	45	29
63	7	47	45	29
64	8	48	45	29
65	9	49	45	29
66	10	50	46	29
67	11	51	46	29
68	12	52	46	30
69	13	53	46	30
70	14	54	46	30
71	15	55	47	30
72	16	56	47	30
73	17	57	47	30
74	17	58	47	30
75	18	59	47	31
76	18	60	48	31
77	19	61	48	31
78	19	62	48	31
79	20	63	48	31
80	20	64	48	32
81	21	65	49	32
82	21	66	49	
83	21	67	50	
84	22	68	50	
85	22	68	51	
86	22	68		
87	23	68		
88	23	68		
89	23	68		
90	24	68		

91	24	68		
92	24	68		
93	25	68		
94	25	68		
95	26	68		
96	26	68		
97	27	68		
98	27	68		
99	28	68		
100	28	68		
101	29	68		
102	29			
103	29			
104	30			
105	30			
106	30			
107	31			
108	31			
109	31			
110	32			
111	32			
112	32			
113	33			
114	33			
115	33			
116	33			
117	34			
118	34			
119	34			
120	34			
121	35			
122	35			
123	35			
124	35			
125	36			

126	36			
127	36			
128	36			
129	36			
130	37			
131	37			
132	37			
133	37			
134	37			
135	38			
136	38			
137	38			
138	38			
139	38			
140	39			
141	40			
142	39			
143	39			
144	39			
145	40			

2 事務職(1)給料表昇格時号給対応表

(令元規程12・一部改正)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	2	1	1	

11	1	1	1	3	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	
14	1	2	1	6	1	1	
15	1	3	1	7	1	1	
16	1	4	1	8	1	1	
17	1	5	1	9	1	1	
18	1	6	1	10	2	1	
19	1	7	1	11	3	1	
20	1	8	1	12	4	1	
21	1	9	1	13	5	1	
22	1	10	1	14	6	1	
23	1	11	1	15	7	1	
24	1	12	1	16	8	1	
25	1	13	1	17	9	1	
26	1	14	1	17	10	1	
27	1	15	1	18	11	1	
28	1	16	1	18	12	1	
29	1	17	1	19	13	1	
30	1	18	2	19	14	1	
31	1	19	3	20	15	1	
32	1	20	4	20	16	1	
33	1	21	5	21	17	1	
34	1	22	6	21	17	1	
35	1	23	7	22	17	1	
36	1	24	8	22	17	1	
37	1	25	9	23	17	1	
38	1	26	10	23	18	1	
39	1	27	11	24	18	1	
40	1	28	12	24	18	1	
41	1	29	13	25	18	1	
42	1	30	14	25	18	1	
43	1	31	15	25	18	1	
44	1	32	16	25	18	1	
45	1	33	17	26	19	1	

46	1	34	18	26	19		
47	1	35	19	26	19		
48	1	36	20	26	19		
49	1	37	21	27	19		
50	2	38	22	27	19		
51	3	39	23	27	19		
52	4	40	24	27	20		
53	5	41	25	28	20		
54	6	42	26	28	20		
55	7	43	27	28	20		
56	8	44	28	28	20		
57	9	45	29	28	20		
58	10	45	29	28			
59	11	45	30	28			
60	12	46	30	28			
61	13	46	31	28			
62	14	46	31	28			
63	15	47	32	28			
64	16	47	32	28			
65	17	47	33	28			
66	18	48	33	28			
67	19	48	33	28			
68	20	48	34	28			
69	21	49	34	28			
70	22	49	34	28			
71	23	49	35	28			
72	24	50	35	28			
73	25	50	35	28			
74	26	50	36				
75	27	51	36				
76	28	51	36				
77	29	51	37				
78	30	52	37				
79	31	52	37				
80	32	52	37				

81	33	53	38				
82	34	53	38				
83	35	53	38				
84	36	53	38				
85	37	53	38				
86	38	54	38				
87	39	54	38				
88	40	54	38				
89	41	54	38				
90	41	54	38				
91	42	55	38				
92	42	55	38				
93	43	55	38				
94	43	55	38				
95	44	55	38				
96	44	56	38				
97	45	56	38				
98	45	56	38				
99	46	56	38				
100	46	56	38				
101	47	56	38				
102	47	57					
103	48	57					
104	48	57					
105	49	57					
106	49	57					
107	49	57					
108	49	58					
109	49	58					
110	50	58					
111	50	58					
112	50	58					
113	50	59					
114	50						
115	51						

116	51						
117	51						
118	51						
119	51						
120	52						
121	52						
122	52						
123	52						
124	52						
125	53						
126	53						
127	53						
128	53						
129	53						
130	53						
131	53						
132	54						
133	54						
134	54						
135	54						
136	54						
137	54						
138	54						
139	55						
140	55						
141	55						
142	55						
143	55						
144	55						
145	55						
146	55						
147	55						
148	55						
149	56						
150	56						

151	56						
152	56						
153	56						
154	56						
155	56						
156	56						
157	56						

備考 これらの表の昇格後の号級欄の「2級」その他の区分は、昇格した日に属する職務の級を示す。

3 事務職(2)給料表昇格時号給対応表
(令元規程12・一部改正)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1

23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	2
39	1	3
40	1	4
41	1	5
42	1	6
43	1	7
44	1	8
45	1	9
46	1	10
47	1	11
48	1	12
49	1	13
50	1	13
51	1	14
52	1	14
53	1	15
54	1	15
55	1	16
56	1	16
57	1	17

58	1	17
59	1	18
60	1	18
61	1	19
62	1	19
63	1	20
64	1	20
65	1	21
66	1	21
67	1	22
68	1	22
69	1	23
70	1	23
71	1	24
72	1	24
73	1	25
74	2	25
75	3	26
76	4	26
77	5	27
78	6	27
79	7	28
80	8	28
81	9	29
82	10	29
83	11	30
84	12	30
85	13	31
86	14	31
87	15	32
88	16	32
89	17	33
90	18	33
91	19	34
92	20	34

93	21	35
94	22	35
95	23	36
96	24	36
97	25	37
98	26	38
99	27	39
100	28	40
101	29	40
102	29	40
103	30	41
104	30	41
105	31	41
106	31	42
107	32	42
108	32	42
109	33	43
110	33	43
111	34	44
112	34	44
113	35	45
114	35	45
115	36	46
116	36	46
117	37	47
118	37	
119	38	
120	38	
121	39	
122	39	
123	40	
124	40	
125	41	
126	41	
127	41	

128	41	
129	41	
130	41	
131	42	
132	42	
133	42	
134	42	
135	42	
136	42	
137	43	
138	43	
139	43	
140	43	
141	43	
142	43	
143	44	
144	44	
145	44	
146	44	
147	44	
148	44	
149	45	
150	45	
151	45	
152	45	
153	45	
154	45	
155	46	
156	46	
157	46	
158	46	
159	46	
160	46	
161	46	
162	46	

163	47	
164	47	
165	47	
166	47	
167	47	
168	47	
169	47	
170	47	
171	48	
172	48	
173	48	
174	48	
175	48	
176	48	
177	48	

4 医療職給料表（二）昇格時号給対応表
（令元規程 1 2 ・ 一部改正）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1

16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	2	2
19	1	3	3	3
20	1	4	4	4
21	1	5	5	5
22	1	6	6	6
23	1	7	7	7
24	1	8	8	8
25	1	9	9	9
26	1	10	10	10
27	1	11	11	11
28	1	12	12	12
29	1	13	13	13
30	1	14	14	14
31	1	15	15	15
32	1	16	16	16
33	1	17	17	17
34	1	18	18	18
35	1	19	19	19
36	1	20	20	20
37	1	21	21	21
38	1	22	22	22
39	1	23	23	23
40	1	24	24	24
41	1	25	25	25
42	1	26	26	25
43	1	27	27	25
44	1	28	28	25
45	1	29	29	25
46	1	29	29	25
47	1	30	29	26
48	1	30	30	26
49	1	31	30	26
50	2	31	30	26

51	3	32	31	26
52	4	32	31	26
53	5	33	31	27
54	6	33	32	27
55	7	34	32	27
56	8	34	32	27
57	9	35	33	27
58	10	35	33	27
59	11	36	34	27
60	12	36	34	27
61	13	37	35	27
62	14	37	35	27
63	15	38	36	27
64	16	38	36	28
65	17	39	37	28
66	18	39	37	28
67	19	40	37	28
68	20	40	37	28
69	21	41	38	28
70	22	41	38	28
71	23	41	38	28
72	24	41	38	28
73	25	42	39	28
74	26	42	39	
75	27	42	39	
76	28	42	39	
77	29	43	40	
78	30	43	40	
79	31	43	40	
80	32	43	40	
81	33	44	40	
82	34	44	40	
83	35	44	41	
84	36	44	41	
85	37	45	41	

86	37	45	41	
87	38	45	41	
88	38	45	41	
89	39	45	42	
90	39	45	42	
91	40	45	42	
92	40	46	42	
93	41	46	42	
94	41	46	42	
95	42	46	43	
96	42	46	43	
97	43	46	43	
98	43	46		
99	44	47		
100	44	47		
101	45	47		
102	45	47		
103	45	47		
104	45	47		
105	45	48		
106	46			
107	46			
108	46			
109	46			
110	46			
111	47			
112	47			
113	47			
114	47			
115	47			
116	48			
117	48			
118	48			
119	48			
120	48			

121	49			
122	49			
123	49			
124	49			
125	49			
126	49			
127	49			
128	49			
129	50			
130	50			
131	50			
132	50			
133	50			
134	50			
135	50			
136	50			
137	51			
138	51			
139	51			
140	51			
141	51			
142	51			
143	51			
144	51			
145	51			
146	51			
147	51			
148	51			
149	51			
150	51			
151	51			
152	51			
153	51			
154	51			
155	51			

156	51			
157	51			

別表第7 降格時号給対応表(第13条関係)

1 研究職給料表降格時号給対応表

(令元規程12・一部改正)

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	57	17	1	21
2	58	18	2	22
3	59	19	3	23
4	60	20	4	24
5	61	21	5	25
6	62	22	6	26
7	63	23	7	27
8	64	24	8	28
9	65	25	9	29
10	66	26	10	30
11	67	27	11	31
12	68	28	12	32
13	69	29	13	33
14	70	30	14	34
15	71	31	15	35
16	72	32	16	36
17	74	33	17	38
18	76	34	18	40
19	78	35	19	42
20	80	36	20	44
21	83	37	21	46
22	86	38	22	48
23	89	39	23	50
24	92	40	24	52
25	94	41	25	54
26	96	42	26	56
27	98	43	27	58

28	100	44	28	60
29	103	45	30	67
30	106	46	32	74
31	109	47	34	79
32	112	48	36	81
33	116	49	37	81
34	120	50	38	81
35	124	51	39	81
36	129	52	40	81
37	132	53	42	81
38	139	54	44	81
39	144	55	46	81
40	145	56	48	81
41	145	57	51	81
42	145	58	54	81
43	145	59	57	81
44	145	60	60	81
45	145	61	65	81
46	145	62	70	81
47	145	63	75	81
48	145	64	80	81
49	145	65	82	81
50	145	66	84	81
51	145	67	85	81
52	145	68	85	81
53	145	69	85	81
54	145	70	85	81
55	145	71	85	81
56	145	72	85	81
57	145	73	85	81
58	145	74	85	81
59	145	75	85	81
60	145	76	85	81
61	145	77	85	81
62	145	78	85	81

63	145	79	85	81
64	145	80	85	81
65	145	81	85	81
66	145	82	85	81
67	145	83	85	81
68	145	101	85	81
69	145	101	85	81
70	145	101	85	81
71	145	101	85	81
72	145	101	85	81
73	145	101	85	81
74	145	101	85	
75	145	101	85	
76	145	101	85	
77	145	101	85	
78	145	101	85	
79	145	101	85	
80	145	101	85	
81	145	101	85	
82	145	101		
83	145	101		
84	145	101		
85	145	101		
86	145			
87	145			
88	145			
89	145			
90	145			
91	145			
92	145			
93	145			
94	145			
95	145			
96	145			
97	145			

98	145			
99	145			
100	145			
101	145			

2 事務職(1)給料表降格時号給対応表

(令元規程12・一部改正)

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	49	13	29	9	17
2	50	14	30	10	18
3	51	15	31	11	19
4	52	16	32	12	20
5	53	17	33	13	21
6	54	18	34	14	22
7	55	19	35	15	23
8	56	20	36	16	24
9	57	21	37	17	25
10	58	22	38	18	26
11	59	23	39	19	27
12	60	24	40	20	28
13	61	25	41	21	29
14	62	26	42	22	30
15	63	27	43	23	31
16	64	28	44	24	32
17	65	29	45	26	37
18	66	30	46	28	44
19	67	31	47	30	51
20	68	32	48	32	57
21	69	33	49	34	57
22	70	34	50	36	57
23	71	35	51	38	57
24	72	36	52	40	57
25	73	37	53	44	57
26	74	38	54	48	57

27	75	39	55	52	57
28	76	40	56	73	57
29	77	41	58	73	57
30	78	42	60	73	57
31	79	43	62	73	57
32	80	44	64	73	57
33	81	45	67	73	57
34	82	46	70	73	57
35	83	47	73	73	57
36	84	48	76	73	57
37	85	49	80	73	57
38	86	50	101	73	57
39	87	51	101	73	57
40	88	52	101	73	57
41	90	53	101	73	57
42	92	54	101	73	57
43	94	55	101	73	57
44	96	56	101	73	57
45	98	59	101	73	57
46	100	62	101	73	
47	102	65	101	73	
48	104	68	101	73	
49	109	71	101	73	
50	114	74	101	73	
51	119	77	101	73	
52	124	80	101	73	
53	131	85	101	73	
54	138	90	101	73	
55	148	95	101	73	
56	157	101	101	73	
57	157	107	101	73	
58	157	112	101		
59	157	113	101		
60	157	113	101		
61	157	113	101		

62	157	113	101		
63	157	113	101		
64	157	113	101		
65	157	113	101		
66	157	113	101		
67	157	113	101		
68	157	113	101		
69	157	113	101		
70	157	113	101		
71	157	113	101		
72	157	113	101		
73	157	113	101		
74	157	113			
75	157	113			
76	157	113			
77	157	113			
78	157	113			
79	157	113			
80	157	113			
81	157	113			
82	157	113			
83	157	113			
84	157	113			
85	157	113			
86	157	113			
87	157	113			
88	157	113			
89	157	113			
90	157	113			
91	157	113			
92	157	113			
93	157	113			
94	157	113			
95	157	113			
96	157	113			

97	157	113			
98	157	113			
99	157	113			
100	157	113			
101	157	113			
102	157				
103	157				
104	157				
105	157				
106	157				
107	157				
108	157				
109	157				
110	157				
111	157				
112	157				
113	157				

3 事務職(2) 給料表降格時号給対応表
(令元規程12・一部改正)

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	73	37
2	74	38
3	75	39
4	76	40
5	77	41
6	78	42
7	79	43
8	80	44
9	81	45
10	82	46
11	83	47
12	84	48
13	85	50

14	86	52
15	87	54
16	88	56
17	89	58
18	90	60
19	91	62
20	92	64
21	93	66
22	94	68
23	95	70
24	96	72
25	97	74
26	98	76
27	99	78
28	100	80
29	102	82
30	104	84
31	106	86
32	108	88
33	110	90
34	112	92
35	114	94
36	116	96
37	118	97
38	120	98
39	122	99
40	124	102
41	130	105
42	136	108
43	142	110
44	148	112
45	154	114
46	162	116
47	170	117
48	177	117

49	177	117
50	177	117
51	177	117
52	177	117
53	177	117
54	177	117
55	177	117
56	177	117
57	177	117
58	177	117
59	177	117
60	177	117
61	177	117
62	177	117
63	177	117
64	177	117
65	177	117
66	177	117
67	177	117
68	177	117
69	177	117
70	177	
71	177	
72	177	
73	177	
74	177	
75	177	
76	177	
77	177	
78	177	
79	177	
80	177	
81	177	
82	177	
83	177	

84	177	
85	177	
86	177	
87	177	
88	177	
89	177	
90	177	
91	177	
92	177	
93	177	
94	177	
95	177	
96	177	
97	177	
98	177	
99	177	
100	177	
101	177	
102	177	
103	177	
104	177	
105	177	
106	177	
107	177	
108	177	
109	177	
110	177	
111	177	
112	177	
113	177	
114	177	
115	177	
116	177	
117	177	

4 医療職給料表（二）降格時号給対応表
 （令元規程12・一部改正）

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	49	17	17	17
2	50	18	18	18
3	51	19	19	19
4	52	20	20	20
5	53	21	21	21
6	54	22	22	22
7	55	23	23	23
8	56	24	24	24
9	57	25	25	25
10	58	26	26	26
11	59	27	27	27
12	60	28	28	28
13	61	29	29	29
14	62	30	30	30
15	63	31	31	31
16	64	32	32	32
17	65	33	33	33
18	66	34	34	34
19	67	35	35	35
20	68	36	36	36
21	69	37	37	37
22	70	38	38	38
23	71	39	39	39
24	72	40	40	40
25	73	41	41	46
26	74	42	42	52
27	75	43	43	63
28	76	44	44	73
29	77	46	47	73
30	78	48	50	73
31	79	50	53	73

32	80	52	56	73
33	81	54	58	73
34	82	56	60	73
35	83	58	62	73
36	84	60	64	73
37	86	62	68	73
38	88	64	72	73
39	90	66	76	73
40	92	68	82	73
41	94	72	88	73
42	96	76	94	73
43	98	80	97	73
44	100	84	97	73
45	105	91	97	73
46	110	98	97	73
47	115	104	97	73
48	120	105	97	73
49	128	105	97	73
50	136	105	97	73
51	157	105	97	73
52	157	105	97	73
53	157	105	97	73
54	157	105	97	
55	157	105	97	
56	157	105	97	
57	157	105	97	
58	157	105	97	
59	157	105	97	
60	157	105	97	
61	157	105	97	
62	157	105	97	
63	157	105	97	
64	157	105	97	
65	157	105	97	
66	157	105	97	

67	157	105	97	
68	157	105	97	
69	157	105	97	
70	157	105	97	
71	157	105	97	
72	157	105	97	
73	157	105	97	
74	157	105		
75	157	105		
76	157	105		
77	157	105		
78	157	105		
79	157	105		
80	157	105		
81	157	105		
82	157	105		
83	157	105		
84	157	105		
85	157	105		
86	157	105		
87	157	105		
88	157	105		
89	157	105		
90	157	105		
91	157	105		
92	157	105		
93	157	105		
94	157	105		
95	157	105		
96	157	105		
97	157	105		
98	157			
99	157			
100	157			
101	157			

102	157			
103	157			
104	157			
105	157			

備考

- 1 これらの表の降格後の号級欄の「1級」その他の区分は、降格した日に属する職務の級を示す。
- 2 これらの表の定めるところによるほか、事務職（1）給料表が適用される職員のうち7級の職務の級に降格させる者の降格後の号級は、7級1号級とする。
- 3 2に定めるもののほか、事務職（1）給料表が適用される職員のうち6級の職務の級に降格させる者の降格後の号級は、その降格の前における直近の昇格がなく、引き続いて当該直近の昇格前の職務の級に属したまま勤務したものとみなして、かつ、その者の従前の勤務成績を考慮して、昇給及び職務の級の切替えの規程を適用して再計算した場合に、当該降格の日に受けることとなる号級とする。

別表第8 休職期間等調整換算表(第22条関係)

理由	引き続き勤務しない期間についての換算率
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 就業規則（以下「就業規則」という。） 第16条第1項第4号の休職又は業務上の 負傷若しくは疾病、又は通勤(地方公務員災 害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第 2項及び第3項に規定する通勤をいう。)に よる負傷若しくは疾病に係る療養	3/3以下
外国派遣職員の派遣	
就業規則第16条第1項第6号の休職	2/3以下
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する 規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 21条に規定する介護休暇	1/2以下
就業規則第16条第1項第1号の休職、職 員勤務時間等規程第19条に規定する病気 休暇又は私傷病による療養	1/3以下。ただし、結核性疾患にあっては 1/2以下とすることができる。
就業規則第16条第1項第3号の休職	1/3以下
就業規則第16条第1項第2号の休職	0。ただし、無罪判決を受けた場合は、事情 により3/3以下とすることができる。

